

1. 処分先の選定

問1 当初積算において、処分先をどのように選定したらよいか。

(答1) 工事現場から半径50kmの範囲内にある再資源化施設について、費用(運搬費+処分費)の経済比較を行い、最も経済的となる施設を選定してください。

(島根県建設副産物処理要領 7. 建設副産物の利用(再資源化)の促進(3))

2. 運搬車両

問2 当初積算における運搬車両を、普通ダンプトラックとしているのはなぜか。

(答2) 受注者が、特殊ダンプトラックを所有していない、もしくは準備できない場合があるため、当初では普通ダンプトラックで積算を行ってください。

問3 特記仕様書並びに取扱い3⑨に「計画が妥当なものと認められれば設計変更の対象とする」とあるが、妥当性の判断はどうするか。

(答3) 例として

- ・10tダンプで当初積算していたが、現場状況(道路幅員、積込場所の状況)を精査した結果、4tダンプでなければ現場に入れないことが判明。
- ・10tダンプで当初積算していたが、受注者が計画した特殊ダンプトラック4tによる運搬の方が経済的に有利である。

等が想定されます。変更後、効率的かつ経済的に運搬できるかどうかで判断して下さい。

問4 特殊ダンプトラックとはどのような車両を指すのか

(答4) 一般的に、荷台にアオリがついており、比重が軽いものを運ぶトラックを指します。道路運送車両法のGVW(車両総質量)積載質量と自重を足した値が7t未満に適合するものは2t積級、積載質量と自重を足した値が8t未満に適合するものは4t積級、8t以上に適合するものは10~12t積級となります。

容量は、土木業者が荷台に独自の工夫を施していたり、用途によって形状が異なる場合が多く、一様に定めることができません。参考として、積算システムの「ダンプトラック建設発生木材運搬」の特殊ダンプで想定している荷台寸法・容量を以下に示します。

【2t】	荷台寸法(mm)	荷台容量(m ³)	平均値(m ³)
	2950×1530×1000	4.51	4.55
	3000×1530×1000	4.59	

【4t】	荷台寸法(mm)	荷台容量(m ³)	平均値
	3400×2000×1200	8.16	8.16
3400×2000×1200	8.16		

【10t】	荷台寸法(mm)	荷台容量(m ³)	平均値
	5300×2300×1400	17.07	19.03
5300×2200×1800	20.99		

【12t】	荷台寸法(mm)	荷台容量(m ³)	平均値
	6500×2200×1300	18.59	16.84
6500×2300×1000	15.08		



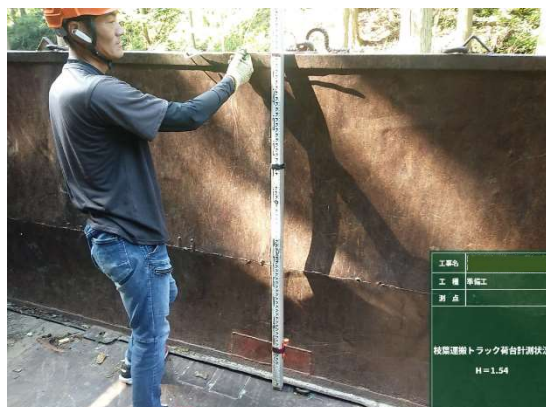
3. 運搬台数の管理

問5 取扱い⑩は具体的にどのような写真を撮ればよいか

(答5) ダンプトラックの規格ごとに、その荷台にポール、リボンテープ、スタッフ等をあてて、荷台内寸(長さ×幅×高さ=容量)が確認できる写真となります。

同じダンプトラックを利用するのであれば、過去に撮影した写真を使用して構いません(新しく撮りなおす必要はない)。

【例】



問6 運搬に同じ規格のトラックを複数利用する計画で、それぞれ荷台の容量が異なる場合はどうすればよいか。

(答6) 基本的には、一番大きい容量で除して台数を算出して下さい。それによりがたい場合は、発注者と協議の上台数を決定して下さい。

問7 受注者から発注者に提出するのは、取扱い3⑩の写真だけでよいのか。

(答7)

積算上必要となるのは

・マニフェストが容量(空 m^3)で出される場合は、取扱い3⑩の写真(荷台の容量が確認できる写真)のみです。

・マニフェストが重量(t)で出される場合は、上記に加え、取扱い3⑫に記載のとおり、トラックの規格ごとに、満載の状態ですトラックスケールに乗った写真と、その重量がわかる写真が必要です。

※なお、施工管理及び安全管理上の写真は別途必要です。

問8 取扱い3⑫に、台数は、処分実績量を1台あたりの量で除して算出するとあるが、最終搬出時は満載にならない場合が多いと思われる。この場合も1台として計上してよいか。

(答8) よい。

問9 取扱い3⑫にある「上記の算出方法によりがたい場合」とはどんな場合か。

(答9) 例として、以下の場合があります。現場状況等を鑑み、発注者で判断下さい。

・現場の作業ヤードが狭く、トラック満載となる量を現場に仮置きできない場合(ただし、このような場合は規格の小さいトラックで搬出するなど、効率的な運搬を検討して下さい)

・比重の大きい幹部を搬出するため、満載だと最大積載重量を超える場合

・根株単体の運搬のため満載にならない場合(根株は乾燥や土砂落としに時間がかかること、受入価格が枝葉幹と異なることから、別に単独で運搬することが多い)

なお、協議にあたり、受注者に対し、写真等の根拠資料を十分整えるよう指導下さい。